

# 教育委員会規則の改正等について(概要)

第19回定例教育委員会提出分(平成28年3月30日開催)

改正理由	番号	教育委員会規則名	主な改正要旨	所管課
<b>I 教育委員会事務局等の組織及び事務分掌の見直し等に伴う改正等</b>				
	1	奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則	1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し ・企画管理室、人権・地域教育課、保健体育課及び文化財保存課の係を改編 ・人権・地域教育課及び保健体育課の事務分掌を改正	企画管理室
	2	奈良県立教育研究所管理運営規則	2 教育研究所の事務分掌の見直し ・教育経営部の事務分掌を改正	企画管理室
	3	奈良県教育委員会事務局職員設置規則 <廃止>	3 奈良県教育委員会事務局職員設置規則の廃止	企画管理室
	4	奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則	4 教育委員会事務局における職の設置及び廃止 ・課に付の職を設置 ・主任技能員、技能員、業務員及び経理指導主任の職を廃止	企画管理室
	5	奈良県教育委員会会議規則	1 定例会の開催 ・教育委員会の定例会を、状況に応じて、適時に開催できるようにする。	企画管理室
	6	奈良県教育委員会会議傍聴規則		企画管理室
<b>II 行政不服審査法の改正に伴う改正</b>				
	7	職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則	1 規定の整備 ・「不服申立て」を「審査請求」に改める。 ・不服申立期間を「3か月」に改める。	企画管理室
	8	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則		教職員課
<b>III 地方公務員法の改正に伴う改正等</b>				
	9	奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則 <制定>	1 職務に係る標準的な職 ・職務の種類及び職制上の段階に応じ、標準的な職を定める。	企画管理室
	10	奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則 <制定>		教職員課
	11	奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則	1 対象となる職員の範囲の見直し ・原則として、一般職の職員を対象とする。 2 評価の種類の見直し ・「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。	教職員課
	12	奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則	3 苦情の申出の創設 ・評価結果に苦情がある職員は、苦情申出ができるものとする。	教職員課

## 教育委員会規則の改正等について(概要)

第19回定例教育委員会提出分(平成28年3月30日開催)

改正理由	番号	教育委員会規則名	主な改正要旨	所管課
IV 学校教育法の改正に伴う改正				
	13	学校教育法施行細則	1 規定の整備 ・「義務教育学校」を追加	学校教育課
	14	教育職員免許に関する規則		教職員課
V 学校教育法施行令の改正に伴う改正				
	15	奈良県就学指導委員会規則	1 題名の改正 ・「奈良県教育支援委員会規則」に改正 2 目的の見直し ・障害を有する児童及び生徒の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため。 3 所掌事務の見直し ・就学先の決定その他の教育支援に関する事項について調査及び助言を行う。	学校教育課
VI 学校運営協議会に関する規則の制定				
	16	奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 <制定>	1 趣旨 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県立学校における学校運営協議会の設置等について、必要な事項を定める。	学校教育課

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局 組織及び事務分掌規則等 の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会事務局の組織 及び事務分掌の見直しに伴 い、所要の改正をしようと するものである。</p>	<p>1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し  (1) 企画管理室、人権・地域教育課、保健体育課及び文化財保存課の  係の改編を行う。  (2) 人権・地域教育課及び保健体育課の事務分掌を改正する。  (第1条関係)</p> <p>2 教育研究所の事務分掌の見直し  教育経営部の事務分掌を改正する。  (第2条関係)</p> <p>3 施行期日  平成28年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画管理室の項中「企画調整係」を「総務予算係」に改め、「予算経理係」を削り、同表人権・地域教育課の項中「家庭・社会教育係」を「社会教育係」に改め、同表保健体育課の項中「総務係、競技係」を削り、同表文化財保存課の項中「美術工芸・民俗文化財係」を削る。

第四条人権・地域教育課の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同項第十五号中「社会教育及び家庭教育」を「及び社会教育」に改め、同号を同項第十三号とし、保健体育課の項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条教育経営部の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 家庭教育の推進に関すること。

第五条の三第二項中「第三条教育経営部の項第七号及び第八号」を「第三条教育経営部の項第八号及び第九号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則(案) 新旧対照表  
 一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正(第一条関係)

改正案

現行

(本庁の組織)  
 第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。

(本庁の組織)  
 第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。

略	課名	係名
	企画管理室	総務予算係、秘書人事係、企画法令係
略	人権・地域教育課	人権教育係、地域教育係、社会教育係
	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係
略	文化財保存課	総務企画係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係

略	課名	係名
	企画管理室	企画調整係、秘書人事係、予算経理係、企画法令係
略	人権・地域教育課	人権教育係、地域教育係、家庭・社会教育係
	保健体育課	体力向上推進係、健康・安全教育係、学校体育係、総務係、競技係
略	文化財保存課	総務企画係、美術工芸・民俗文化財係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係

(本庁の事務分掌)  
 第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

(本庁の事務分掌)  
 第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

略  
 人権・地域教育課

略  
 人権・地域教育課

一〇十略

一〇十略

改正案	<p>十一及び十二 略</p> <p>十三 その他人権教育及び社会教育に関する こと。 保健体育課 一～五 略</p> <p>六 略</p>
現行	<p>十一 家庭教育の広報及び啓発に関する こと。</p> <p>十二 家庭教育の充実のための指導助言及び 研修に関すること。</p> <p>十三及び十四 略</p> <p>十五 その他人権教育、社会教育及び家庭教 育に関すること。 保健体育課 一～五 略</p> <p>六 高校総体開催準備に関すること。</p> <p>七 略</p>

二 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正（第二条関係）

改正案	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育経営部</p> <p>一～五 略</p> <p>六 家庭教育の推進に関すること。</p> <p>七～九 略</p> <p>(参事及び主幹の職務)</p> <p>第五条の三 略</p> <p>2 主幹は、上司の命を受け、第三条教育経営部の項第八号及び第九号に規定する事務を処理する。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育経営部</p> <p>一～五 略</p> <p>六～八 略</p> <p>略</p> <p>(参事及び主幹の職務)</p> <p>第五条の三 略</p> <p>2 主幹は、上司の命を受け、第三条教育経営部の項第七号及び第八号に規定する事務を処理する。</p>

規 則 名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会事務局職員設置規則を廃止する規則	教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しに伴い、廃止しようとするものである。	<ol style="list-style-type: none"><li>1 奈良県教育委員会事務局職員設置規則の廃止 奈良県教育委員会事務局職員設置規則を廃止する。</li><li>2 施行期日 平成28年4月1日から施行する。</li></ol>

奈良県教育委員会事務局職員設置規則を廃止する規則（案）

奈良県教育委員会事務局職員設置規則（昭和二十七年一月奈良県教育委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教育委員会事務局における職の設置及び廃止課に付の職を置くことができることとする。 主任技能員、技能員、業務員及び経理指導主任の職を廃止する。 (第2条、第6条、第9条関係)</p> <p>2 施行期日 平成28年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（案

）  
奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十二号から第二十四号までを削り、同条第三項中「参与」の下に「又は付」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とする。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条を次のように改める。

第九条 削除

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(設置する職員の職)</p> <p>第二条 法令に特別の定めるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。</p> <p>一 二十 一 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事務局には前二項に定めるもののほか、課に参与又は付を置くことがある。</p> <p>4 事務局には、前三項に定めるもののほか、文化財保存事務所に左の職員を置く。</p> <p>一 三 略</p> <p>5 事務局には、前各項に定めるもののほか、文化財保存事務所の出張所出張所主任を置く。</p> <p>6 事務局には、前各項に定めるもののほか、教育行政相談員を置く。</p> <p>第六条 削除</p> <p>第九条 削除</p>	<p>(設置する職員の職)</p> <p>第二条 法令に特別の定めるものを除くほか事務局に置かれる職員の職は次のとおりとする。</p> <p>一 二十 一 略</p> <p>二十二 主任技能員</p> <p>二十三 技能員</p> <p>二十四 業務員</p> <p>2 略</p> <p>3 事務局には前二項に定めるもののほか、課に参与を置くことがある。</p> <p>4 事務局には前三項に定めるもののほか、経理指導主任を置くことがある。</p> <p>5 事務局には、前四項に定めるもののほか、文化財保存事務所に左の職員を置く。</p> <p>一 三 略</p> <p>6 事務局には、前五項に定めるもののほか、文化財保存事務所の出張所出張所主任を置く。</p> <p>7 事務局には、前六項に定めるもののほか、教育行政相談員を置く。</p> <p>(主任技能員、技能員及び業務員の職)</p> <p>第六条 主任技能員は、上司の命を受け担任業務を処理する。</p> <p>2 技能員は、上司の命を受け技能的業務に従事する。</p> <p>3 業務員は、上司の命を受け整備、清掃その他単純な労務に従事する。</p> <p>(経理指導主任の職)</p> <p>第九条 経理指導主任は、事務職員をもつてこれに充てる。</p> <p>2 経理指導主任は、上司の命を受けて事務局及び県立高等学校、県立教育研究所等教育委</p>

	改 正 案
員会の所管にかかる機関の事務に関し指導助 言する。	現 行

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会の会議の運営の適正化を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 定例会の開催 教育委員会の定例会を、状況に応じて、適時に開催できるようにする。 <span style="float: right;">(第1条関係)</span></p> <p>2 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 <span style="float: right;">(改正附則関係)</span></p>

奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会会議規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会会議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第十七条第一項ただし書中「秘密会とする」を「これを公開しない」に改める。

第四十二条第三項中「議事録は秘密会及び秘密会以外の会議について別個に作成し」を「議事録には」に改め、同条第四項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、第十七条ただし書の規定により公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。

第四十二条の二を削る。

（奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部改正）

第二条 奈良県教育委員会会議傍聴規則（昭和五十七年八月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「秘密会の」を「会議を公開しない」に改め、同条中「秘密会を開く」を「会議を公開しないこととする」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則(案) 新旧対照表  
 一 奈良県教育委員会会議規則の一部改正(第一条関係)

改 正 案	現 行
<p>第二条 略</p> <p>2 定例会は毎月二回招集する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>第十七条 会議は、公開する。ただし、人事に關する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決した時は、これを公開しないことができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第四十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議事録には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>4 議事録には、教育長が署名しなければならない。</p> <p>5 議事録は、作成後、公表するものとする。ただし、第十七条ただし書の規定により公開しないこととした事件に係る部分については、この限りでない。</p>	<p>第二条 略</p> <p>2 定例会は毎月二回招集する。</p> <p>3 略</p> <p>第十七条 会議は、公開する。ただし、人事に關する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決した時は、秘密会とすることができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第四十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議事録は秘密会及び秘密会以外の会議について別個に作成し、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>4 議事録には、教育長が署名しなければならない。</p> <p>5 議事録は、作成後、公表するものとする。</p> <p>第四十二条の二 秘密会の議事録は、原則として公表しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（会議を公開しない場合の退場）            第八条 傍聴人は、会議を公開しないこととする議決があつた場合は、教育長の指示に従い、直ちに退場しなければならない。</p>	<p>（秘密会の場合の退場）            第八条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつた場合は、教育長の指示に従い、直ちに退場しなければならない。</p>

規 則 名	理 由	要 旨
職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則	行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。	1 処分説明書の教示の見直し (1) 「不服申立て」の用語を「審査請求」に改める。 (2) 不服申立期間を「3か月」に改める。 <div style="text-align: right;">(第3号様式関係)</div> 2 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 <div style="text-align: right;">(改正附則関係)</div>

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則（案）

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中「不服申立ては」を「審査請求は」とし、「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」とし、「60日」を「3か月」と改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 職員任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																
<p>第3号様式</p> <table border="1" data-bbox="163 240 1081 1093"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">処 分 説 明 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">職</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">氏 名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">処 分 理 由</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>（注）この処分についての<u>審査請求</u>は、地方公務員法第49条の2及び<u>不利益処分</u>についての<u>審査請求に関する規則</u>の規定により、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に人事委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であつても処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">           年 月 日            任命権者         </td> </tr> </table>	処 分 説 明 書				職		氏 名		処 分 理 由								<p>（注）この処分についての<u>審査請求</u>は、地方公務員法第49条の2及び<u>不利益処分</u>についての<u>審査請求に関する規則</u>の規定により、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に人事委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であつても処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。</p>				年 月 日 任命権者				<p>第3号様式</p> <table border="1" data-bbox="1144 240 2074 1093"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">処 分 説 明 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">職</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">氏 名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">処 分 理 由</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>（注）この処分についての<u>不服申立て</u>は、地方公務員法第49条の2及び<u>不利益処分</u>についての<u>不服申立てに関する規則</u>の規定により、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に人事委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であつても処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">           年 月 日            任命権者         </td> </tr> </table>	処 分 説 明 書				職		氏 名		処 分 理 由								<p>（注）この処分についての<u>不服申立て</u>は、地方公務員法第49条の2及び<u>不利益処分</u>についての<u>不服申立てに関する規則</u>の規定により、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に人事委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であつても処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。</p>				年 月 日 任命権者			
処 分 説 明 書																																																	
職		氏 名																																															
処 分 理 由																																																	
<p>（注）この処分についての<u>審査請求</u>は、地方公務員法第49条の2及び<u>不利益処分</u>についての<u>審査請求に関する規則</u>の規定により、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に人事委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であつても処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。</p>																																																	
年 月 日 任命権者																																																	
処 分 説 明 書																																																	
職		氏 名																																															
処 分 理 由																																																	
<p>（注）この処分についての<u>不服申立て</u>は、地方公務員法第49条の2及び<u>不利益処分</u>についての<u>不服申立てに関する規則</u>の規定により、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に人事委員会に対してすることができます。ただし、この期間内であつても処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。</p>																																																	
年 月 日 任命権者																																																	

規 則 名	理 由	要 旨
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 規定の整備 「不服申立て」の用語を「審査請求」に改める。 <span style="float: right;">(第5条関係)</span></p> <p>2 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 <span style="float: right;">(改正附則関係)</span></p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則（平成十五年一月奈良県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
第五条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の二第二項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(審査請求)</p> <p>第五條 法第四十七條の二第一項の措置については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九條の二に基づき、審査請求を行うことができる。</p>	<p>(不服申立て)</p> <p>第五條 法第四十七條の二第一項の措置については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九條の二に基づき、不服申立てを行うことができる。</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則</p>	<p>地方公務員法の改正に伴い、奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定めようとするものである。</p>	<p>1 職務に係る標準的な職 職務の種類及び職制上の段階に応じ、地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職を定める。 (第1条関係)</p> <p>2 その他 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 (第2条関係)</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 (附則関係)</p>

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則（案）

（職務に係る標準的な職）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
<p>一 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第二条第一項第一号に規定する教育次長及び同条第二項に規定する理事並びに奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「研究所規則」という。）第四条第一項第一号に規定する所長及び同項第二号に規定する副所長の属する職制上の段階</p> <p>二 規則第二条第一項第二号から第五号までに規定する職、同条第三項に規定する参与及び同条第四項第一号に規定する所長、研究所規則第四条第一項第三号に規定する事務局長及び同条第三項に規定する参事並びに奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号。以下「社会教育センター規則」という。）第三条第一項第一号に規定する所長の属する職制上の段階</p>	<p>教育次長</p>
<p>三 規則第二条第一項第六号から第九号までに規定する職、同条第四項第二号に規定する所長補佐及び同条第六項に規定する教育行政相談員、研究所規則第四条第一項第四号から第六号までに規定する職、同条第二項に規定する教育行政相談員及び同条第三項に規定する主幹、社会教育センター規則第三条第一項第</p>	<p>課長補佐</p>

<p>二号に規定する次長、奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号。以下「史料センター規則」という。）第二条第一項第一号に規定する所長及び第二項に規定する副主幹並びに奈良県立高等学校総合寄宿舍管理運営規則（昭和五十六年奈良県教育委員会規則第七号。以下「寄宿舍規則」という。）第三条第一号に規定する寮長の属する職制上の段階</p>	
<p>四 規則第二条第一項第十号から第十四号までに規定する職、同項第十六号に規定する保健主査及び同項第十七号に規定する管理主事、同条第四項第三号に規定する工事監督並びに同条第五項に規定する出張所主任、研究所規則第四条第一項第七号から第九号までに規定する職、社会教育センター規則第三条第一項第三号に規定する係長及び同項第四号に規定する主任主査並びに史料センター規則第二条第一項第二号に規定する係長及び同項第三号に規定する主任主査の属する職制上の段階</p>	係長
<p>五 規則第二条第一項第十五号に規定する主査及び同項第十八号から第二十一号までに規定する職、研究所規則第四条第一項第十号から第十二号までに規定する職、社会教育センター規則第三条第一項第五号から第十号までに規定する職、史料センター規則第二条第一項第四号から第七号までに規定する職並びに寄宿舍規則第三条第二号に規定する舎監の属する職制上の段階</p>	主事

（その他）

第二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。  
附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則</p>	<p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定めるようとするものである。</p>	<p>1 職務に係る標準的な職 職務の種類及び職制上の段階に応じ、地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職を定める。 (第1条関係)</p> <p>2 その他 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 (第2条関係)</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 (附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（案）

（職務に係る標準的な職）

第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 県立学校 職員が行う 職務	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する校長の属する職制上の段階  二 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する教頭の属する職制上の段階	校長  教頭



<p>いて準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する養護教諭の属する職制上の段階</p>	
<p>五 法第四十九条において準用する第三十七条第二項、第六十条第二項並びに第八十二条において準用する第二十七条第二項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階</p>	<p>栄養教諭</p>
<p>六 法第六十条第二項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する実習助手の属する職制上の段階</p>	<p>実習助手</p>
<p>七 法第七十九条第一項に規定する寄宿舍指導員の属する職制上の段階</p>	<p>寄宿舍指導員</p>
<p>八 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（</p>	<p>事務長</p>

<p>昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第三十一条の第三一項に規定する事務長の属する職制上の段階</p>	
<p>九、法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第二号から第六号までに規定する職及び同項第八号に規定する主事の属する職制上の段階</p>	<p>事務職員</p>
<p>十 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の六第一項第九号に規定する校司書の属する職制上の段階</p>	<p>学校司書</p>
<p>十一 規則第三十一条の六第一項第十一号に規定する学校栄養士の属する職制上の段階</p>	<p>学校栄養職員</p>
<p>十二 規則第三十一条の六第一項第十二号から第十四号までに規定する職の属する職制上の段階</p>	<p>技能員</p>

二 県費負担 教職員が行 う職務	一 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する校長の属する職制上の段階	校長
	二 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する教頭の属する職制上の段階	教頭
	三 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項に規定する主幹教諭、第三十七条第一項、第四十九条及び第六十条第一項に規定する教諭並びに第三十七条第十八項、第四十九条及び第六十条第五項に規定する講師（一般職の職員の給与に関する条例の教育職給料表(三)の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）の属する職制上の段階	教諭
	四 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項に規定する養護教諭の属する職制上の段階	養護教諭
	五 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階	栄養教諭
	六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員の属する職制上の段階	事務職員

	<p>七 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項の規定によつて置く学校栄養職員の属する職制上の段階</p>	<p>学校栄養職員</p>
--	--	---------------

(その他)

第二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員 の人事評価に関する規則の 一部を改正する規則</p>	<p>地方公務員法の改正に伴 い、人事評価制度について 見直すため、所要の改正を しようとするものである。</p>	<p>1 対象となる職員の範囲の見直し 原則として、一般職の職員を対象とする。 (第2条関係)</p> <p>2 評価の種類の見直し 「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。 (第4条、第6条関係)</p> <p>3 苦情の申出の創設 評価結果に苦情がある職員は、苦情申出ができるものとする。 (第8条関係)</p> <p>4 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>5 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

第二条中「次に掲げる者以外の職員」を「一般職の職員」に改め、同条各号を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、奈良県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職員については、この限りでない。

第四条中「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

第五条第二項中「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第三項中「指導及び助言をする者」を「次条第一項に規定する総合評価を行う者」に、「指導助言者」を「評価者」に、「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に、「ものとする」を「とともに、教育長が定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を自己申告評価シートに記載するものとする」に改め、同条第四項中「指導助言者」を「評価者」に、「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第五項中「指導助言者」を「評価者」に、「第一次指導助言者」を「第一次評価者」に、「第二次指導助言者」を「第二次評価者」に改める。

第六条の見出しを「（総合評価）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「絶対評価」を「総合評価」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「絶対評価を実施する者（以下「評価者」という。）」を「評価者」に改め、「業績」の下に「（前条第二項の目標の達成状況等を含む。）」を加え、「勤務状況シート」を「総合評価シート」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項から第六項までを削り、第七項を第三項とする。

第七条第二項中「当該職員から開示請求があつたとき」を削る。

第八条を次のように改める。

（苦情の申出）

第八条 評価結果に苦情がある職員は、教育長が定めるところにより、苦情の申出を

することができる。

第九条第一項中「第二次指導助言者及び」を削る。

第十条中「指導助言者及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の第二項の規定に基づき奈良県教育委員会が行う県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員の能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。</p> <p>(対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、一般職の職員について実施する。ただし、奈良県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職員については、この限りでない。</p> <p>(評価の種類)</p> <p>第四条 人事評価は、自己申告評価及び総合評価とする。</p> <p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 自己申告評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。</p> <p>2 職員は、校長の定める学校経営の方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目の達成状況等について自己評価した結果を教育長の定める自己申告評価シートに記載するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条第一項の規定に基づき奈良県教育委員会が行う県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員の能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。</p> <p>(対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、次に掲げる者以外の職員について実施する。</p> <p>一 臨時的任用の職員</p> <p>二 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）</p> <p>三 その他奈良県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する職員</p> <p>(評価の種類)</p> <p>第四条 人事評価は、自己申告評価及び勤務状況評価とする。</p> <p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 自己申告評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度定期に実施する。</p> <p>2 職員は、校長の定める学校経営の方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目の達成状況等について自己評価した結果を教育長の定める自己申告シートに記載するものとする。</p>

改正案

現行

3 次条第一項に規定する総合評価を行う者（以下「評価者」という。）は、職員が自己申告評価シートに記載した内容について適切な指導及び助言を行うとともに、教育長が定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を自己申告評価シートに記載するものとする。

4 評価者は、職員に対して、自己申告評価シートを提出させるものとする。

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
略	略	略

3 指導及び助言をする者（以下「指導助言者」という。）は、職員が自己申告シートに記載した内容について適切な指導及び助言を行うものとする。

4 指導助言者は、職員に対して、自己申告シートを提出させるものとする。

5 指導助言者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次指導助言者にあつては中欄に掲げる者と、第二次指導助言者にあつては下欄に掲げる者とする。

被評価者	第一次指導助言者	第二次指導助言者
略	略	略

（総合評価）

（勤務状況評価）

第六条

第六条 勤務状況評価は、絶対評価及び相対評価により行うものとする。

総合評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度一回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

2 評価者は、職員の職務遂行を通じて挙げた業績（前条第二項の目標の達成状況等を含む。）並びに職務遂行上発揮した能力及び意欲について、教育長の定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を教育長の定める総合評価シートに記載するものとする。

絶対評価は、教育長の指定する日を基準日として、毎年度一回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

3 絶対評価を実施する者（以下「評価者」という。）は、職員の職務遂行を通じて挙げた業績並びに職務遂行上発揮した能力及び意欲について、教育長の定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を教育長の定める勤務状況シートに記載するものとする。

4 評価者については、前条第五項の規定を準用する。

5 相対評価を実施する者は、教育長とする。

6 相対評価の評定及びその割合は、教育長が

改正案	現行
<p>3  略</p> <p>(評価結果の取扱い)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 第二次評価者は、職員の評価結果については、教育長の定めるところにより、当該職員に開示するものとする。</p> <p>(苦情の申出)</p> <p>第八条 評価結果に苦情がある職員は、教育長が定めるところにより、苦情の申出をすることができ。</p> <p>(書類等の提出及び保管)</p> <p>第九条 第二次評価者は、教育長の定めるところにより、教育長に人事評価に関する書類又は電磁的記録(以下「書類等」という。)を提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(教育長の指導及び助言)</p> <p>第十条 教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、評価者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。</p>	<p>7  略</p> <p>定める。</p> <p>(評価結果の取扱い)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 第二次評価者は、職員の評価結果について当該職員から開示請求があつたときは、教育長の定めるところにより、当該職員に開示するものとする。</p> <p>(勤務状況評価の効力)</p> <p>第八条 勤務状況評価は、当該評価に係る職員に対し新たに評価が実施されるまでの間、当該職員の勤務状況評価とみなす。</p> <p>(書類等の提出及び保管)</p> <p>第九条 第二次指導助言者及び第二次評価者は、教育長の定めるところにより、教育長に人事評価に関する書類又は電磁的記録(以下「書類等」という。)を提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(教育長の指導及び助言)</p> <p>第十条 教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、指導助言者及び評価者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>地方公務員法の改正に伴い、人事評価制度について見直すため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1043 323 2047 459">1 対象となる職員の範囲の見直し 原則として、一般職の職員を対象とする。 (第2条関係)</li> <li data-bbox="1043 480 2047 616">2 評価の種類の見直し 「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。 (第4条、第6条関係)</li> <li data-bbox="1043 636 2047 772">3 苦情の申出の創設 評価結果に苦情がある職員は、苦情申出ができるものとする。 (第8条関係)</li> <li data-bbox="1043 793 1563 826">4 その他所要の規定の整備を行う。</li> <li data-bbox="1043 847 2047 983">5 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</li> </ol>

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条」を「第四十四条」に改める。

第二条中「次に掲げる者以外の職員」を「一般職の職員」に改め、同条各号を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、奈良県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職員については、この限りでない。

第四条中「勤務状況評価」を「総合評価」に改める。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

第五条第二項中「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第三項中

「指導及び助言をする者」を「次条に規定する総合評価を行う者」に、「指導助言者」

を「評価者」に、「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に、「ものとする」を

「とともに、県教育長が定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を自己申告評

価シートに記載するものとする」に改め、同条第四項中「指導助言者」を「評価者」に、

「自己申告シート」を「自己申告評価シート」に改め、同条第五項中「指導助言者」を

「評価者」に、「第一次指導助言者」を「第一次評価者」に、「第二次指導助言者」を

「第二次評価者」に改める。

第六条の見出しを「（総合評価）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「絶対

評価」を「総合評価」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「絶対評価を実施

する者（以下「評価者」という。）」を「評価者」に改め、「業績」の下に「（前条第

二項の目標の達成状況等を含む。）」を加え、「勤務状況シート」を「総合評価シート

」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項から第六項までを削り、第七項を第三

項とする。

第七条第二項中「当該職員から開示請求があつたとき」を削る。

第八条を次のように改める。

（苦情の申出）

第八条 評価結果に苦情がある職員は、市町村教育委員会が別に定めるところにより、

苦情の申出をすることができる。

第九条第一項中「第二次指導助言者及び」を削る。

第十条中「指導助言者及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十四条の規定に基づき市町村教育委員会(組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。)が行う市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百五十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員的能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。</p> <p>(対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、一般職の職員について実施する。ただし、奈良県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が別に定める職員については、この限りでない。</p> <p>(評価の種類)</p> <p>第四条 人事評価は、自己申告評価及び総合評価とする。</p> <p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 自己申告評価は、県教育長の指定する日を基準日として、毎年度定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。</p> <p>2 職員は、校長の定める学校経営の方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目標の達成状況等について自己評価した結果を具</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十六条の規定に基づき市町村教育委員会(組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。)が行う市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百五十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「職員」という。)の人事評価に関し必要な事項を定め、適正な人事行政に資するとともに、職員的能力開発及び意欲醸成並びに学校組織の活性化を図り、もって学校の教育力向上及び人材育成に資することを目的とする。</p> <p>(対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 人事評価は、次に掲げる者以外の職員について実施する。</p> <p>一 臨時的任用の職員</p> <p>二 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>三 その他奈良県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)の指定する職員</p> <p>(評価の種類)</p> <p>第四条 人事評価は、自己申告評価及び勤務状況評価とする。</p> <p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 自己申告評価は、県教育長の指定する日を基準日として、毎年度定期に実施する。</p> <p>2 職員は、校長の定める学校経営の方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、その目標の達成状況等について自己評価した結果を具</p>

改正案

現行

教育長の定める自己申告評価シートに記載するものとする。

3 次条第一項に規定する総合評価を行う者（以下「評価者」という。）は、職員が自己申告評価シートに記載した内容について適切な指導及び助言を行うとともに、県教育長が定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を自己申告評価シートに記載するものとする。

4 評価者は、職員に対して、自己申告評価シートを提出させるものとする。

5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
略	略	略

教育長の定める自己申告シートに記載するものとする。

3 指導及び助言をする者（以下「指導助言者」という。）は、職員が自己申告シートに記載した内容について適切な指導及び助言を行うものとする。

4 指導助言者は、職員に対して、自己申告シートを提出させるものとする。

5 指導助言者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次指導助言者にあつては中欄に掲げる者と、第二次指導助言者にあつては下欄に掲げる者とする。

被評価者	第一次指導助言者	第二次指導助言者
略	略	略

（総合評価）

第六条

総合評価は、県教育長の指定する日を基準日として、毎年度一回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

2 評価者は、職員の職務遂行を通じて挙げた業績（前条第二項の目標の達成状況等を含む。）並びに職務遂行上発揮した能力及び意欲について、県教育長の定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を県教育長の定める総合評価シートに記載するものとする。

（勤務状況評価）

第六条

勤務状況評価は、絶対評価及び相対評価により行うものとする。

2 絶対評価は、県教育長の指定する日を基準日として、毎年度一回定期に実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、随時評価を行うことができる。

3 絶対評価を実施する者（以下「評価者」という。）は、職員の職務遂行を通じて挙げた業績並びに職務遂行上発揮した能力及び意欲について、県教育長の定める評価基準に基づいて評価を行い、その結果を県教育長の定める勤務状況シートに記載するものとする。

4 評価者については、前条第五項の規定を準用する。

改正案	現行
<p>3  略</p> <p>(評価結果の取扱い)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 第二次評価者は、職員の評価結果については、県教育長の定めるところにより、当該職員に開示するものとする。</p> <p>(苦情の申出)</p> <p>第八条 評価結果に苦情がある職員は、市町村教育委員会が別に定めるところにより、苦情の申出をすることができる。</p> <p>(書類等の提出及び保管)</p> <p>第九条 第二次評価者は、県教育長の定めるところにより、市町村教育長に人事評価に関する書類又は電磁的記録(以下「書類等」という。)を提出するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(市町村教育長の指導及び助言)</p> <p>第十条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、県教育長の定めるところにより、評価者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。</p>	<p>5  相対評価を実施する者は、市町村教育長とする。</p> <p>6  相対評価の評定及びその割合は、県教育長が定める。</p> <p>7  略</p> <p>(評価結果の取扱い)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 第二次評価者は、職員の評価結果について当該職員から開示請求があったときは、県教育長の定めるところにより、当該職員に開示するものとする。</p> <p>(勤務状況評価の効力)</p> <p>第八条 勤務状況評価は、当該評価に係る職員に対し新たに評価が実施されるまでの間、当該職員の勤務状況評価とみなす。</p> <p>(書類等の提出及び保管)</p> <p>第九条 第二次指導助言者及び第二次評価者は、県教育長の定めるところにより、市町村教育長に人事評価に関する書類又は電磁的記録(以下「書類等」という。)を提出するものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(市町村教育長の指導及び助言)</p> <p>第十条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、県教育長の定めるところにより、指導助言者及び評価者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>学校教育法施行細則の一部を改正する規則</p>	<p>学校教育法の改正に伴い、新たな学校の種類である義務教育学校について、規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 規定の整備 申請又は届出の規定に義務教育学校を追加する。 (第3条、第4条、第5条、第10条、第14条、第15条の3関係)</p> <p>2 様式の整備 義務教育学校の場合は「児童数」を「児童数及び生徒数」とする。 (第1号様式、第3号様式、第4号様式関係)</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

学校教育法施行細則の一部を改正する規則（案）

学校教育法施行細則（昭和五十一年三月三十日奈良県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までの規定中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第十条、第十四条及び第十五条の三中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「「生徒数」とし」を「「生徒数」とし、義務教育学校では、「児童数」を「児童数及び生徒数」とし」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(設置の届出)</p> <p>第三条 法第四条の二、令第二十三条第二項又は令第二十五条第一号若しくは第四号の規定による幼稚園、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は分校の設置についての届出は、施行規則第三条又は第七条に規定する届出書に、施行規則第三条又は第七条に規定する書類及び図面のほか、前条各号に規定する書類を添えて、開設の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>(廃止の申請又は届出)</p> <p>第四条 法第四条若しくは令第二十三条第一項第九号の規定による公立の学校若しくは分校の廃止についての認可の申請又は法第四条の二、令第二十三条第二項若しくは令第二十五条第一号若しくは第四号の規定による幼稚園、小学校、中学校若しくは義務教育学校若しくは分校の廃止については、施行規則第十五条に規定する認可申請書又は届出書に、同条に規定する書類のほか、廃止に関する条例の写しを添えて、廃止の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>(設置者の変更の申請又は届出)</p> <p>第五条 法第四条の規定による公立の学校の設置者の変更についての認可の申請又は令第二十五条第二号の規定による小学校、中学校若しくは義務教育学校の設置者の変更についての届出は、施行規則第十四条に規定する認可申請書又は届出書に同条に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、変更の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>一及び二 略</p>	<p>(設置の届出)</p> <p>第三条 法第四条の二、令第二十三条第二項又は令第二十五条第一号若しくは第四号の規定による幼稚園、小学校若しくは中学校又は分校の設置についての届出は、施行規則第三条又は第七条に規定する届出書に、施行規則第三条又は第七条に規定する書類及び図面のほか、前条各号に規定する書類を添えて、開設の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>(廃止の申請又は届出)</p> <p>第四条 法第四条若しくは令第二十三条第一項第九号の規定による公立の学校若しくは分校の廃止についての認可の申請又は法第四条の二、令第二十三条第二項若しくは令第二十五条第一号若しくは第四号の規定による幼稚園、小学校若しくは中学校若しくは分校の廃止についての届出は、施行規則第十五条に規定する認可申請書又は届出書に、同条に規定する書類のほか、廃止に関する条例の写しを添えて、廃止の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>(設置者の変更の申請又は届出)</p> <p>第五条 法第四条の規定による公立の学校の設置者の変更についての認可の申請又は令第二十五条第二号の規定による小学校若しくは中学校の設置者の変更についての届出は、施行規則第十四条に規定する認可申請書又は届出書に同条に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、変更の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>一及び二 略</p>

改正案	現行
<p>(二部授業の届出)</p> <p>第十条 令第二十五条第五号の規定による小学校、中学校又は義務教育学校の二部授業についての届出は、施行規則第九条に規定する届出書に、同条に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、実施の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>(教育事務の委託及び廃止の届出)</p> <p>第十四条 法第四十条第一項(法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定により小学校、中学校又は義務教育学校の教育事務を委託したときは、届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて、直ちに県委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 五 略</p> <p>(特別支援学校の就学該当者でないと思料されるものについての通知)</p> <p>第十五条の三 令第六条の三第一項の規定によるその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは通知は、第五号様式の二によるものとする。</p>	<p>(二部授業の届出)</p> <p>第十条 令第二十五条第五号の規定による小学校又は中学校の二部授業についての届出は、施行規則第九条に規定する届出書に、同条に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、実施の日前、三十日までに県委員会にしなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>(教育事務の委託及び廃止の届出)</p> <p>第十四条 法第四十条第一項(法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定により小学校又は中学校の教育事務を委託したときは、届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて、直ちに県委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 五 略</p> <p>(特別支援学校の就学該当者でないと思料されるものについての通知)</p> <p>第十五条の三 令第六条の三第一項の規定によるその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは通知は、第五号様式の二によるものとする。</p>

## 学校教育法施行細則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案							現 行						
第1号様式（第2条関係）							第1号様式（第2条関係）						
学級編制表							学級編制表						
学 年	児 童 数			学 級 数	1 学 級 平 均 児 童 数	備 考	学 年	児 童 数			学 級 数	1 学 級 平 均 児 童 数	備 考
	男	女	計					男	女	計			
1							1						
2							2						
3							3						
4							4						
計							計						
注 1 分校があるときは、その分校については、別業としてください。							注 1 分校があるときは、その分校については、別業としてください。						
注 2 数学年の児童数を1学級に編制するときは、当該学年を]印で結んで学級数を記入してください。							注 2 数学年の児童数を1学級に編制するときは、当該学年を]印で結んで学級数を記入してください。						
注 3 幼稚園では、「児童数」を「園児数」とし、中学校及び高等学校では、「児童数」を「生徒数」とし、義務教育学校では、「児童数」を「児童数及び生徒数」とし、学年は、所属に応じて修正してください。							注 3 幼稚園では、「児童数」を「園児数」とし、中学校及び高等学校では、「児童数」を「生徒数」とし、学年は、所属に応じて修正してください。						

改 正 案													現 行																													
第3号様式（第9条関係）													第3号様式（第9条関係）																													
学 級 編 制 表													学 級 編 制 表																													
学校名													学校名																													
学 年	本年度（現在）の編制						翌年度（変更後）の編制						差引増減 学級数 (△ 印 減)	増 減 理 由その 他	学 年	本年度（現在）の編制						翌年度（変更後）の編制						差引増減 学級数 (△ 印 減)	増 減 理 由その 他													
	児童数			学級数	1学級平 均児童数			児童数			学級数	1学級平 均児童数				児童数			学級数	1学級平 均児童数																						
	男	女	計		男	女	計	男	女	計		男				女	計	男		女	計	男	女	計																		
1																																										
2																																										
3																																										
4																																										
計																																										

注 1 分校があるときは、その分校については、別葉としてください。  
 2 数学年の児童数を1学級に編制するときは、当該学年を]印で結んで学級数を記入してください。  
 3 翌年度の児童数は、特に正確に記載してください。  
 4 翌年度の第1学年又はその年度の途中で学級数を増減する場合は、その理由を詳しく記入してください。  
 5 中学校では、「児童数」を「生徒数」とし、義務教育学校では、「児童数」を「児童数及び生徒数」とし、学年は必要に応じて修正してください。

注 1 分校があるときは、その分校については、別葉としてください。  
 2 数学年の児童数を1学級に編制するときは、当該学年を]印で結んで学級数を記入してください。  
 3 翌年度の児童数は、特に正確に記載してください。  
 4 翌年度の第1学年又はその年度の途中で学級数を増減する場合は、その理由を詳しく記入してください。  
 5 中学校では、「児童数」を「生徒数」とし、学年は必要に応じて修正してください。



規 則 名	理 由	要 旨
<p>教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>学校教育法の改正に伴い、新たな学校の種類である義務教育学校について、規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 規定の整備 更新講習の受講義務を課す者及び講習を受講できる者に関する規定に、義務教育学校を追加する。 <span style="float: right;">(第17条関係)</span></p> <p>2 その他 所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 <span style="float: right;">(改正附則関係)</span></p>

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（案）

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「及び特別支援学校を設置する学校法人」を「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人」に、「学校法  
人」を「学校法人等」に改め、同条第四項第二号中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(更新講習の受講義務を課す者及び講習を受講できる者)</p> <p>第十七条 改正省令附則第三条第二号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す者は、<u>県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県内の教育委員会の職員となつて</u>いる者であつて、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 改正省令附則第三条第三号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事(以下「学校法人等の理事」という。)</u></p> <p>三 略</p> <p>3 略</p> <p>4 更新講習規則第九条第一項第三号の規定により免許管理者が定める講習を受講することができる教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>学校法人等の理事</u></p> <p>三 略</p>	<p>(更新講習の受講義務を課す者及び講習を受講できる者)</p> <p>第十七条 改正省令附則第三条第二号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す者は、<u>県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県内の教育委員会の職員となつて</u>いる者であつて、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 改正省令附則第三条第三号の規定により免許管理者が定める受講義務を課す教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事(以下「学校法人の理事」という。)</u></p> <p>三 略</p> <p>3 略</p> <p>4 更新講習規則第九条第一項第三号の規定により免許管理者が定める講習を受講することができる教育の職にある者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>学校法人の理事</u></p> <p>三 略</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県就学指導委員会規則の一部を改正する規則</p>	<p>学校教育法施行令の改正に伴い、障害のある児童生徒に対する教育支援の体制を整備するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 題名の改正  題名を「奈良県教育支援委員会規則」に改める。</p> <p>2 目的の見直し  障害を有する児童及び生徒の障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、奈良県教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。  (第1条関係)</p> <p>3 所掌事務の見直し  委員会は、就学先の決定その他の教育支援に関する事項について調査及び助言を行う。  (第2条関係)</p> <p>4 その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>5 施行期日  平成28年4月1日から施行する。  (改正附則関係)</p>

奈良県就学指導委員会規則の一部を改正する規則（案）

奈良県就学指導委員会規則（昭和五十年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県教育支援委員会

第一条中「就学の適正を図る」を「障害の状態等を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行う」に、「奈良県就学指導委員会」を「奈良県教育支援委員会」に改める。  
第二条中「審議」を「助言」に、「就学指導」を「就学先の決定その他の教育支援」に改める。

第七条第二項中「任命」を「委嘱又は任命」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">奈良県教育支援委員会規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 障害を有する児童及び生徒の障害の状況を判断し、適切な就学支援その他の教育支援を行うため、奈良県教育支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 委員会は次に掲げる事項について、調査及び助言を行う。</p> <p>一 特別支援学校に就学しようとする者又は在学する児童及び生徒に対する就学先の決定その他の教育支援に関する事項</p> <p>二 小学校及び中学校に就学しようとする者又は在学する児童及び生徒のうち、市町村の教育委員会から依頼のあつた者に対する就学先の決定その他の教育支援に関する事項</p> <p>三及び四 略</p> <p>(調査員)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 調査員は、教育委員会が委嘱又は任命する。</p>	<p style="text-align: center;">奈良県就学指導委員会規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 障害を有する児童及び生徒の就学の適正を図るため、奈良県就学指導委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 委員会は次に掲げる事項について、調査及び審議を行う。</p> <p>一 特別支援学校に就学しようとする者又は在学する児童及び生徒に対する就学指導に関する事項</p> <p>二 小学校及び中学校に就学しようとする者又は在学する児童及び生徒のうち、市町村の教育委員会から依頼のあつた者に対する就学指導に関する事項</p> <p>三及び四 略</p> <p>(調査員)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 調査員は、教育委員会が任命する。</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則</p>	<p>奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する必要な事項について定めるものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。</li> <li>2 指定 奈良県教育委員会は、協議会の設置が適当であると認めるときは、協議会を置く学校を指定することができる。</li> <li>3 基本的な方針の承認 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第3項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</li> <li>4 校長からの意見の聴取 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、指定学校の校長の意見を聴取する。</li> <li>5 組織 協議会は、委員15人以内で組織する。</li> <li>6 任期等 委員の任期は一年とする。</li> <li>7 会長及び副会長 協議会に会長及び副会長を置く。</li> </ol>

		<p>8 会議 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>9 会議の公開 協議会は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。</p> <p>10 守秘義務等 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 委員は、次の行為をしてはならない。 (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。 (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。 (3) その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。</p> <p>11 報酬等 委員の報酬及び費用弁償は、教育委員会教育長が別に定める。</p> <p>12 研修 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行う。</p> <p>13 指導及び助言 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行う。</p> <p>14 指定の取消し</p>
--	--	--

		<p>教育委員会は、指導及び助言を受けたにもかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合</li> <li>(2) 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合</li> <li>(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合</li> </ul> <p>15 委員の解任</p> <p>教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 前記10に違反したとき。</li> <li>(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。</li> <li>(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。</li> </ul> <p>16 運営に関する評価及び情報提供</p> <p>協議会は、学校の運営状況等について毎年度一回以上の評価を行うものとする。</p> <p>17 その他</p> <p>この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。</p> <p>18 施行期日</p> <p>平成28年4月1日から施行する。</p>
--	--	--

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

（指定）

第二条 奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校運営に関する教育委員会及び県立学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となつて学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む目的を達成するため協議会の設置が適当であると認めるときは、協議会を置く学校を指定することができる。

2 県立学校の校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。

3 第一項の指定の期間は三年とし、再指定することができる。

（基本的な方針の承認）

第三条 前条第一項の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五第三項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

一 教育課程の編成に関すること。

二 組織編成に関すること。

三 予算執行に関すること。

四 その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従つて学校運営を行うものとする。

（校長からの意見の聴取）

第四条 協議会は、指定学校の運営全般について、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、指定学校の校長の意見を聴取するものとする。

（組織）

第五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

一 保護者

二 地域住民

三 当該指定学校の校長

四 当該指定学校の教職員

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第六条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長が会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第九条 協議会は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 三 その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(報酬等)

第十一条 委員の報酬及び費用弁償は、教育委員会教育長が別に定める。

(研修)

第十二条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第十四条 教育委員会は、前条第一項の規定による指導及び助言を受けたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二条第一項の指定を取り消さなければならない。

- 一 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- 二 協議会としての合意形成が行うことができないと認められる場合
- 三 その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれ

かに該当するときは、委員を解任することができる。

一 第十条の規定に違反したとき。

二 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

三 その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。  
(運営に関する評価及び情報提供)

第十六条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度一回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。

(その他)

第十七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 行政不服審査法関連3法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

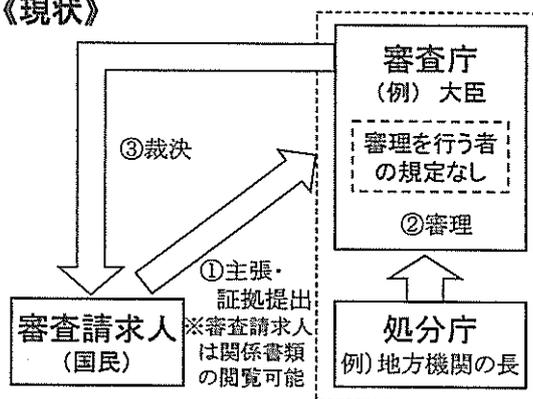
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

### 行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

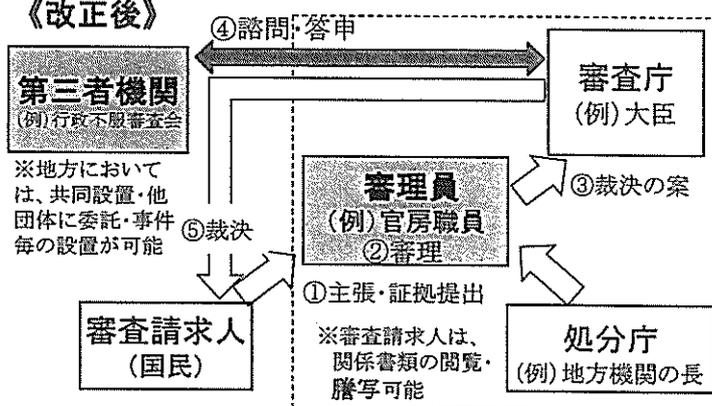
#### ○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



#### ○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

#### ○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

### 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

### 行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

(資料)

## ＜改正行政不服審査法の施行に伴う規則等の整備の考え方＞

### 1 「行政不服審査法」の引用

---

現行の行政不服審査法は全部改正により改正されましたので、法律番号も変更されています。規則等で「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」という題名・法律番号や条文を引用している場合は、それぞれ「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」、改正後の該当条文に改める必要があります。

また、行政不服審査法の改正に伴い多くの関係法律が改正されていますが、その中で従来「行政不服審査法による審査請求」と規定している場合には、「審査請求」は行政不服審査法によるものであることは明らかですので、原則として単に「審査請求」と表記する改正がなされています。規則等についても同様の改正が必要です。

#### 例1 奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則

改正案	現行
第8号様式(第14条関係) 略 この処分に不服のあるときは、 <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u> の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月</u> 以内に知事に対し <u>審査請求</u> ができます。(以下略)	第8号様式(第14条関係) 略 この処分に不服のあるときは、 <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u> の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に知事に対し <u>異議の申立て</u> ができます。(以下略)

### 2 「異議申立て」の用語

---

現行の行政不服審査法の下においては、基本的な不服申立類型は「審査請求」と「異議申立て」であり、審査請求は上級行政庁に対して、異議申立ては処分庁に上級行政庁がないときに処分庁に対して行われるのが原則でした。

この不服申立構造を見直し、改正行政不服審査法では、不服申立類型が原則として審査請求に一元化されました。(注)

このため、「異議申立て」の用語を使用している場合には、「審査請求」に改めます。さらに、異議申立てに対応する「決定」、「異議申立人」、「異議申立書」等の用語もそれぞれ「裁決」、「審査請求人」、「審査請求書」等に改めます。

(注) 異議申立てを審査請求に一元化する例外として、現行の審査請求に前置されていた異議申立てのうち要件事実の認定の当否に係る不服申立てが大量になされるようなものについては、処分庁への「再調査の請求」として存置されます。県の関係では、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく知事に対する再調査の請求が該当します。

## 例2 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則

改 正 案	現 行
第3号様式（第2条関係）	第3号様式（第2条関係）
<p style="text-align: center;">特定医療不認定通知書</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に奈良県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>略（取消訴訟の教示）</p>	<p style="text-align: center;">特定医療不認定通知書</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に奈良県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>略（取消訴訟の教示）</p>

## 3 「不服申立て」の用語

改正行政不服審査法では、不服申立類型が原則として審査請求に一元化されることから、異議申立てと審査請求とを総称して「不服申立て」と規定している場合には、「審査請求」に改めます。また、「不服申立人」、「不服申立書」等の用語も、それぞれ「審査請求人」、「審査請求書」等に改めます。

ただし、「不服申立て」の用語が、①審査請求への一元化の例外としての「再調査の請求」や「再審査請求」を含む場合、②行政庁の処分等に不服がある場合に行政庁に対して行われる行為一般を指す場合には、改める必要はありません。

例3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項に規定する手続に関する規則

改正案	現行
<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第五条 法第四十七条の二第一項の措置については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九条の二に基づき、<u>審査請求</u>を行うことができる。</p>	<p>(<u>不服申立て</u>)</p> <p>第五条 法第四十七条の二第一項の措置については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九条の二に基づき、<u>不服申立て</u>を行うことができる。</p>

例4 奈良県行政文書管理規則

「不服申立て」、「決定」を存置する事例

改正案	現行
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第八条 次に掲げる行政文書については、前条の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 現に係属している<u>不服申立て</u>における手続上の行為をするために必要とされるもの当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>の日の翌日から起算して一年間</p> <p>四及び五 略</p> <p>2 略</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第八条 次に掲げる行政文書については、前条の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならない。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 現に係属している<u>不服申立て</u>における手続上の行為をするために必要とされるもの当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>の日の翌日から起算して一年間</p> <p>四及び五 略</p> <p>2 略</p>

#### 4 不服申立期間の延長

改正行政不服審査法では、制度の使いやすさの向上という観点から不服申立期間を現行の60日から3か月に延長しています。

不服申立てができる処分をする場合には、処分の相手方に書面で不服申立期間を教示することが義務付けられていますが、この書面に記載する不服申立期間を改める必要があります。

##### 例5 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する規則

改 正 案	現 行
<p>第3号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">特定医療不認定通知書</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に奈良県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>略（取消訴訟の教示）</p> </div>	<p>第3号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">特定医療不認定通知書</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に奈良県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>略（取消訴訟の教示）</p> </div>

##### 例6 教示文例（文書事務の手引P171～）

改 正 案	現 行
<p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に〇〇に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 略（取消訴訟の教示）</p>	<p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に〇〇に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 略（取消訴訟の教示）</p>

# 学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

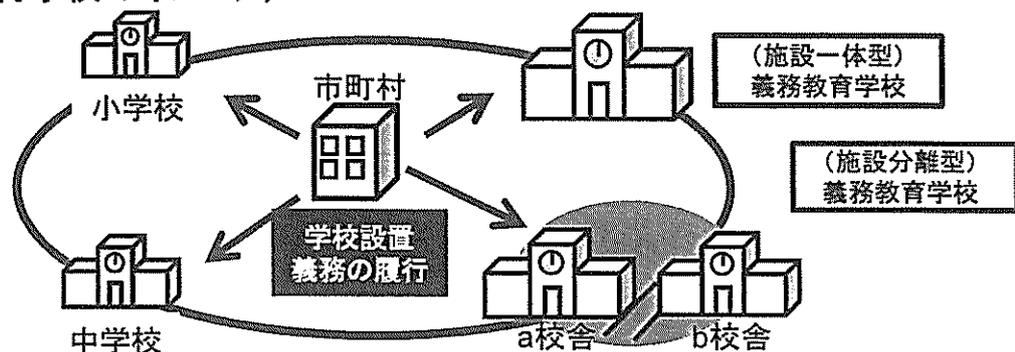
## 1. 法案の概要

### (1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

- 趣旨・位置付け □ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
- 設置者・設置義務 □ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)  
□ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
- 目標・修業年限 □ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係)  
□ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
- 教職員関係 □ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係)  
□ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
- 施設整備 □ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



### (2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)

※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

(参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業生  
○ 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)  
※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

## 2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

# 奈良県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則 の制定について

## 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

## 趣旨

県立学校において地域とともにある学校づくりをさらに推進するために、県立学校に学校運営協議会を設置できるよう、規則を制定する。

## 規則の概要

### 第三条(指定)

- ・教育委員会は、協議会を置く学校を指定することができる。
- ・校長は、指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- ・指定期間は3年とし、再指定をすることができる。

### 第四条(所掌事項)

- ・校長は、①教育課程の編成、②組織編成、③予算執行、④その他校長が必要と認める事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

### 第六条(組織)

- ・協議会は、15名以内で組織する。
- ・委員は、①保護者、②地域住民、③当該校の校長、④当該校の教職員、⑤学識経験者⑥関係行政機関の職員、⑦その他教育委員会が適当と認める者のうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱又は任命する。

## 現状等

- ・平成27年4月1日現在 全国で2,389校園が指定(幼95、小1,564、中707、高13、特10)  
(前年度比470校増)
- ・県内では、小学校8校、中学校4校が指定を受けている
- ・都道府県立高等学校について、全国4道県(北海道、千葉、三重、高知)で教育委員会規則を制定し、学校を指定。

## 今後の予定

- ・3月30日定例教育委員会で審議を行う。
- ・4月1日付けで要綱を定める。
- ・6月1日を目途に、県立高等学校1校から指定申請がある予定  
(現在、県立五條高等学校を想定)

# コミュニティ・スクールのイメージ



8

<p><b>子供に とっての魅力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供たちの学びや体験活動が充実します。</li> <li>● 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。</li> <li>● 地域の担い手としての自覚が高まります。</li> <li>● 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。</li> </ul>
<p><b>教職員に とっての魅力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。</li> <li>● 地域人材を活用した教育活動が充実します。</li> <li>● 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。</li> </ul>
<p><b>保護者に とっての魅力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校や地域に対する理解が深まります。</li> <li>● 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。</li> <li>● 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。</li> </ul>
<p><b>地域の人々に とっての魅力</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。</li> <li>● 学校が社会的つながり、地域のよきところとなります。</li> <li>● 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。</li> <li>● 地域の防犯・防災体制等が構築できます。</li> </ul>

※文部科学省ホームページより

## 奈良県就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

### 根拠法令

平成25年8月「学校教育法施行令の一部を改正する政令」公布

- ・就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正
- ・保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大 等

### 文部科学省からの通知

※平成25年10月 文部科学省初等中等教育局「教育支援支援資料」から引用

第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス

第1章 関係者の心構えと関係者に求められること

(5) 合意形成に至らなかった場合の対応

共生社会の形成に向けた取組としては、教育委員会が、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、十分に話し合い、意見が一致するように努めることが望ましい。しかしながら、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見が一致する可能性もあり、市町村教育委員会が調整するためのプロセスを明確化しておくことが望ましい。

例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会（仮称）」等に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(以下略)

### 現状等

※平成27年3月 平成26年度全国都道府県教育長協議会研究報告から引用

- ・全国の「教育支援委員会」等への名称変更について（平成27年3月現在）
  - これまでであった機関の名称を変更した…23県
  - 名称変更はせず、同じ機関で行っている…24県
- ・平成27年度中に変更
  - 青森、滋賀、京都、鳥取、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄

### 今後の予定

- ・議決後、県公報に登載し公布。
- ・平成28年4月1日付設置要綱を定める。

### 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）政令改正後の変更及び留意点（図参照）

- ・視覚障害者等の障害の程度を示す就学基準（学校教育法施行令22条の3・特別支援学校就学）該当者であっても、教育支援の内容によって総合的な判断をし、小学校等の特別支援学級、通級指導に就学することができる。
- ・教育支援の内容を明らかにするため、個別の教育支援計画の作成・活用が求められる。

# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（学校教育法施行令）】

